

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

I. 次の問題1から24の文書で正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

()

問題2 【貨物自動車運送事業法】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

()

問題4 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受けをしてはならない。

()

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

I. 次の問題1から24の文書で正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(○)

問題2 【貨物自動車運送事業法】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(○)

問題3 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(○)

問題4 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受けをしてはならない。

(○)

問題5 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

()

問題7 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

()

問題8 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。

()

問題9 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

()

問題5 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(×)

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

(○)

問題7 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

(○)

問題8 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。

(○)

問題9 【貨物自動車運送事業法】(名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(○)

問題10 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

()

問題11 【貨物自動車運送事業法】(荷主の責務)

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

()

問題12 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者は、自動車庫の位置及び収容能力を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

()

問題13 【貨物自動車運送事業法施行規則】(届出)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の運輸を開始する場合は、事業の許可をした地方運輸局長にあらかじめ届け出なければならない。

()

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

()

問題10 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(○)

問題11 【貨物自動車運送事業法】(荷主の責務)

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(○)

問題12 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者は、自動車庫の位置及び収容能力を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(○)

問題13 【貨物自動車運送事業法施行規則】(届出)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の運輸を開始する場合は、事業の許可をした地方運輸局長にあらかじめ届け出なければならない。

(×)

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(○)

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(貨物の積載方法)

荷主は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

()

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

()

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する運行管理規程を定めることができる。

()

問題18 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問題19 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更する三十日前までに、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

()

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(貨物の積載方法)

荷主は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(×)

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

→(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)

(○)

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する運行管理規程を定めることができる。

(×)

問題18 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

(○)

問題19 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更する三十日前までに、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

(×)

問題20 【自動車事故報告規則】(報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問題21 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

()

問題22 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも六十日前にその予告をしなければならない。六十日前に予告をしない使用者は、六十日以上分の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

()

問題23 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。)に従事する自動車運転者の一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、二十時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十八時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。

()

問題24 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

()

問題20 【自動車事故報告規則】(報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(×)

問題21 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

(×)

問題22 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも六十日前にその予告をしなければならない。六十日前に予告をしない使用者は、六十日以上分の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

(×)

問題23 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第一項の貨物自動車運送事業をいう。)に従事する自動車運転者の一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、二十時間とすること。この場合において、一日についての拘束時間が十八時間を超える回数は、一週間について二回以内とすること。

(×)

問題24 【労働安全衛生法】(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

(×)

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア、イについて、事業計画に記載しなければならない事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 営業所の名称及び位置 ()
イ. 自動車車庫の位置及び収容能力 ()

問題26 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示)
【貨物自動車運送事業法施行規則】(揭示事項)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則により主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない事項があるが、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 運送約款 ()
イ. 事業用自動車車庫の位置 ()

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録させる事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 ()
イ. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時 ()
ウ. 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況 ()

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録するものには○を、そうでないものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 ()
イ. 当該事業用自動車の日常点検の結果 ()
ウ. 再発防止対策 ()

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア、イについて、事業計画に記載しなければならない事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 営業所の名称及び位置 ()
イ. 自動車車庫の位置及び収容能力 ()

問題26 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示)
【貨物自動車運送事業法施行規則】(揭示事項)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則により主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない事項があるが、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 運送約款 ()
イ. 事業用自動車車庫の位置 ()

問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録させる事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 ()
イ. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時 ()
ウ. 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況 ()

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録するものには○を、そうでないものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 ()
イ. 当該事業用自動車の日常点検の結果 ()
ウ. 再発防止対策 ()

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ()
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ()
- ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ()

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期については、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、()内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ()
- 2 事業実績報告書 ()

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- エ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで
- オ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- カ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 (○)
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 (○)
- ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 (×)

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期については、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、()内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 (イ)
- 2 事業実績報告書 (オ)

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- エ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで
- オ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- カ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の
令和4年5月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和4年5月	40	33	82.5%